

# 一般財団法人広島県教育職員互助組合 評議員会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人広島県教育職員互助組合定款（以下「定款」という。）第26条の規定に基づき、一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の評議員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (構成及び出席)

**第2条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、評議員会に出席することができる。ただし、常務理事は、必ず評議員会に出席しなければならない。
- 3 監事は、評議員会に出席することができるものとし、必要があると認めるときは、意見を述べるることができる。ただし、監事1名は、必ず評議員会に出席しなければならない。
- 4 事務局長及び事務局員（以下「事務局職員」という。）は、議事の進行並びに理事及び監事の説明等を補助するため、評議員会に出席することができる。
- 5 評議員会は、必要に応じ、前各項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## 第2章 評議員会の種類及び招集

### (種類及び開催)

**第3条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するものとする。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度終了前1か月以内に開催するもののほか、必要がある場合はいつでも開催することができる。

### (招集)

**第4条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員が評議員会の招集を理事長に請求したときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 3 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、広島地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない場合
- 4 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、常務理事が評議員会を招集する。

### (招集の手続)

**第5条** 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員が、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

### (招集の通知)

**第6条** 評議員会を招集する場合において、理事長（評議員が評議員会を招集する場合にあつては、その評議員）は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面で通知をしなければならない。

2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載する。

**（招集手続の省略）**

**第7条** 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

2 前項の規定による評議員の同意は原則、書面によるものとする。

**（評議員提案権）**

**第8条** 評議員は、理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の開催日の4週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。この場合において、その評議員は、提出しようとする議案の概要を招集通知に記載することを請求することができる。

**第3章 評議員会の議事**

**（欠席）**

**第9条** 評議員は、評議員会を欠席する場合には、招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

**（議長）**

**第10条** 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 前項に規定する評議員会会長が欠け、又は評議員会会長に事故等があつて、評議員会に出席できない場合は、評議員会の議長は、評議員会副会長がこれに当たる。

**（評議員会の運営）**

**第11条** 評議員会は、評議員定数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

3 議長は、事務局職員に前項の報告を行わせることができる。

4 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

**（議案等の審議順序）**

**第12条** 議長は、あらかじめ招集通知に記載された事項（以下「議案等」という。）の順序により評議員会に付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議案等を一括して付議することができる。

**（提出議案等の説明等）**

**第13条** 議長は、議案等を付議した後、常務理事に対して、当該議案等の説明を求めることができる。この場合において、常務理事は、議長の許可を受けて、事務局職員に説明をさせることができる。

2 前項にかかわらず、議長は、評議員が提案した議案等にあつては、当該評議員に説明を求め、常務理事に対しては、当該議案等に対する意見を求めるものとする。

**（質問に対する説明）**

**第14条** 評議員の質問に対して、常務理事は、議長の許可を受けて、補助者としての事務局職員に説明をさせることができる。ただし、評議員が常務理事を指名して求める説明は、常

務理事が行う。

- 2 評議員が監事を指名して求める説明は、監事が行う。
- 3 前2項の説明者は、評議員の質問に対して、一括して説明することができる。

#### (説明の拒絶)

**第15条** 前条の質問が、次の理由に該当するときは、説明をしないことができる。

- (1) 質問内容が評議員会の目的事項に関しないとき。
- (2) 説明をするために調査を行うことが必要であるとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - ア 当該評議員が評議員会の日から相当の期間前に当該事項を当該互助組合に対して通知した場合
  - イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (3) 説明をすることにより、互助組合その他の者（当該評議員を除く）の権利侵害に当たるとき
- (4) その他説明をしないことにつき正当な理由があるとき

#### (議決)

**第16条** 議長は、議案等について、質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議等を終結させ、議決しなければならない。

- 2 議長は、議決を議案等ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案等については、これを一括して議決することができる。
- 3 議長は、議決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

#### (評議員会の決議事項)

**第17条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 評議員、理事及び監事の費用弁償の支給基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 事業報告及び決算の承認
  - (6) 事業計画及び収支予算の承認
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) 事業の全部譲渡
  - (9) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会の招集通知に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### (決議方法)

**第18条** 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) 事業の全部譲渡
  - (5) その他法令で定められた事項
- 4 第1項及び第3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 5 評議員、理事及び監事の選任及び解任をする議案を決議するときは、各候補ごとに行わなければならない。
- 6 議決に係る評議員の賛否の意思表示は、挙手、起立又は投票のいずれかによるものとする。

#### (延期又は続行)

**第19条** 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合において、議長は、決定した日時及び場所を評議員会に出席した議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は続会の日は、やむを得ない場合を除き、最初の評議員会開催日から2週間以内としなければならない。
- 5 評議員会の延期又は続行の決議があった場合、延会又は続会の日時、場所及びその目的である事項を決議する理事会の開催並びに延会又は続会の招集通知（第3項の通知を除く）は、要しない。

#### (決議の省略)

**第20条** 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

**第21条** 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (閉会)

**第22条** 議長は、全ての議案等の審議を終了したとき、又は評議員会の延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

- 2 議長は、事務局職員に前項の宣言を行わせることができる。

#### (議事録)

**第23条** 議事録には、審議の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載しなければならない。

#### (議事録の配付)

**第24条** 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

### 第4章 事務局

#### (事務局)

**第25条** 評議員会の庶務は、互助組合事務局がこれに当たる。

## 第5章 補則

### (改廃)

第26条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規則は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。